民同工場で十二名有餘の組合從業員を有し居るため、我が組合加入に勉めたる結果、四月上旬には百五十名、四月十三日前後三百名、四月十八日前後八百名、四月二十三四日には千名以上の組合員を有するに至れり。斯の如く評議會が組合拡張に盛んに全力を注ぎたるは、同地二万の労働者無智なること、鈴木總機の大勝により組合の内要を知りたること、資本家が組合加入の結果爭議の勃発を恐れ俄かに温情的の態度に出でたるため、労働者より組合の内要を知りたること、資本家が組合加入の結果爭議の勃発を恐れ俄かに温情的の態度に出でたること、官憲の態度が比較的公平なりしこと等の事実あるが、日本基督教の爭議は同盟会社が盛岡市に於ける三大会社の一にして

十三百名の從業員を有するため要求條項提出と共に組合を強固ならしめ、その勢力一変して盛岡四千の工場労働者を一堂に評議会員たらしめんとして出所一致同盟会社に要求條件を提出したるものと思惟さる。尚、四月上旬、二三百の組合員を有する時計工会を含む労働団体を組織し百名許りの会員を有したるも結局評議会に對抗し得ず会社は組合に從業員の加入するとに對しては何等の對策を講ぜず、遂に歎願書提出となり爭議発生するに至れり。

（近因）

~~歎願書提出に組合代表となりたるが、会社側は要求書提出は評議会の煽動によるものと信じ~~